

平成29年9月宮崎県定例県議会

# 2025年問題対策特別委員会会議録

平成29年9月26日

場 所 第5委員会室

平成29年 9 月 26 日（火曜日）

午前 9 時 59 分開会

会議に付した案件

○概要説明

福祉保健部、警察本部

1. 本県の高齢者を取り巻く現状と課題、取組状況について

○協議事項

1. 県外調査について
2. 次回委員会について
3. その他

出席委員（10人）

委員	長	満	行	潤	一
副委員	長	外	山		衛
委員		坂	口	博	美
委員		徳	重	忠	夫
委員		濱	砂		守
委員		右	松	隆	央
委員		野	崎	幸	士
委員		岩	切	達	哉
委員		前	屋	敷	恵
委員		有	岡	浩	一

欠席委員（1名）

委員		河	野	哲	也
----	--	---	---	---	---

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

福祉保健部

福祉保健部長		畑	山	栄	介
福祉保健部次長 （福祉担当）		椎		重	明

福祉保健部次長 （保健・医療担当）		日	高	良	雄
----------------------	--	---	---	---	---

福祉保健課長		小	田	光	男
--------	--	---	---	---	---

長寿介護課長		木	原	章	浩
--------	--	---	---	---	---

医療・介護連携 推進室長		内	野	浩	一朗
-----------------	--	---	---	---	----

警察本部

生活安全部参事官兼 生活安全企画課長		橋	本	利	幸
-----------------------	--	---	---	---	---

生活環境課長		宮	川	博	文
--------	--	---	---	---	---

交通部参事官兼 交通企画課長		大	野	正	人
-------------------	--	---	---	---	---

運転免許課長		中	嶋	信	行
--------	--	---	---	---	---

事務局職員出席者

政策調査課主幹		黒	木		誠
---------	--	---	---	--	---

政策調査課主任主事		押	川	幸	司
-----------	--	---	---	---	---

○満行委員長 それでは、ただいまから2025年問題対策特別委員会を開会いたします。

本日の委員会の日程についてでありますがお手元に配付の日程（案）をごらんください。

本日は、当委員会の調査項目であります「高齢者等対策に関すること」としまして、福祉保健部及び警察本部においでいただき、本県の高齢者を取り巻く状況と課題、取り組み状況について概要説明をいただき、質疑、意見交換を行いたいと思います。その後、県外調査等について御協議いただきたいと思います。このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前 9 時 59 分休憩

午前10時1分再開

○満行委員長 委員会を再開いたします。

福祉保健部、警察本部においでいただきました。

なお、執行部の皆様の紹介につきましては、お手元に配付の出席者配席表にかえさせていただきたいと思っております。

それでは、概要説明をお願いいたします。

○畑山福祉保健部長 おはようございます。福祉保健部でございます。日ごろから委員の皆様におかれましては、本県の福祉保健行政全般にわたりまして、格別の御配慮、御指導をいただきましてまことにありがとうございます。

本日の特別委員会の説明をさせていただく項目でございますけれども、委員会資料の福祉保健部のネームが入っている目次のほうをごらんいただければと思います。

本日は、本県の高齢者を取り巻く現状と課題、取組状況についてということでございまして、本日福祉保健部からは高齢者の権利擁護と地域における見守り・支援について、高齢者の生きがいづくりについて、そして認知症高齢者対策について担当課長から説明を申し上げます。

また、本日は警察本部のほうからも、この高齢者を取り巻く現状と課題、取組状況についてということで、別冊でございますけれども、資料に基づいて御説明をさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございます。

○木原長寿介護課長 それでは、長寿介護課のほうから御説明をさせていただきます。

表紙の最後に福祉保健部と記載のあります特別委員会資料の1ページをお開きください。

1、高齢者の権利擁護と地域における見守り

・支援についてであります。

初めに、1、現状と課題につきましては、地域住民や家族のつながりがややもすると希薄になる中、高齢単身世帯や認知症高齢者などの増加に伴い、孤立死とみられるケースや日常的な金銭管理、適切な福祉や介護サービスの利用が困難になる方の増加が見込まれるところであります。

このため、地域住民を含む多様な支え手の確保や適切な見守り・支援を提供することにより、住みなれた地域で安心して生活を送ることができる地域づくりを進める必要があります。

まず1つ目の白丸、高齢単身世帯数及び夫婦のみの世帯数の推移をごらんください。上段の高齢単身世帯数は今後増加していくことが見込まれます一方、下段の夫婦のみの世帯数は平成32年をピークに減少する見込みとなっております。

次に、2つ目の白丸、認知症高齢者数の推計は平成27年の約5万1,000人から平成37年には約7万2,000人に増加すると見込まれております。

次に、3つ目の白丸、孤立死であります。孤立死につきましては、米印のところに書いてありますとおり、明確な定義が定まっていないため、参考ではありますが、民間機関の調査によりますと、死後発見まで4日以上経過した場合を孤立死とした場合、65歳以上の本県高齢者の孤立死は年間152.7人と推計されています。

続きまして、2、本県の取組状況等の（1）権利擁護、①成年後見制度についてであります。

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が衰えますと、財産管理や契約を十分に行うことが難しい場合があります。そこで、家庭裁判所が本人の権利を守る成年後見人等の援助者を本人の判断能力の程度などに応じて選び、法律的に支援する制度であります。

2ページをごらんください。成年後見制度の利用状況であります。アからオまで全て暦年のデータとなります。成年後見制度の申し立てができますのは、本人、配偶者、4親等以内の親族、市町村長等となっております。アの申し立て件数の推移、イの市町村長申し立て件数の推移、ウの成年後見制度の利用者数の推移、ともに年々増加いたしております。

次に、エ、成年後見人等と支援を受けている本人との関係の推移につきましては、平成23年と28年を比較しますと、23年は配偶者や兄弟姉妹などによる親族後見が56.3%でありましたが、28年には17.5%に減少し、変わって弁護士などの専門職による後見が36.4%から71.7%に増加しているところであります。

次に、オ、申し立ての動機につきましては、1の預貯金等の管理・解約や3の相続手続などの財産処分をはじめ、2の身上監護として医療や住居に関する契約手続、5の介護保険の契約となっております。

2つ目の白丸、制度の周知や利用支援についての取り組みにつきましては、アでは老人クラブや民生委員等を対象に成年後見制度や高齢者虐待などの権利擁護に係る出前講座を実施いたしております。

イでは、市町村職員等を対象とした相談対応を、ウでは、市町村長申し立て手続などの実務研修を開催いたしております。

エでは、成年後見制度の利用普及などを協議する連絡会議を専門職や家裁などの関係団体に参画いただき開催しているところであります。

3ページをお開きください。成年後見制度利用のための基盤整備についてであります。弁護士等の専門職につきましては、今後も専門職による後見の増加により、不足することが見込ま

れますとともに、多くの方が県央地区で開業をされている状況でございます。このため、県内どこでも成年後見制度が利用できるよう、県では市町村社会福祉協議会が法人として後見受任できる体制づくりに必要な人材の養成研修を昨年度から実施しているところであります。なお、7つの社会福祉協議会が受任可能な体制を整備し、宮崎市社協等では実際に受任しているところであります。

アの法人後見専門員につきましては、家庭裁判所との連絡調整や法人後見支援員に対し、後見計画に基づいた支援の指示、指導監督や助言を行い、イの法人後見支援員につきましては、法人後見専門員の指示を受け、被後見人の見守りや金銭管理の支援などを行うものであります。

また、養成いたしました支援員の資質の維持向上を図るフォローアップ研修を今年度から実施しているところでございます。

続きまして、②日常生活自立支援事業につきましては、初期の認知症等により金銭管理などの判断能力に多少の衰えがある方に対して、日常的な預貯金の管理等の支援を行うものであります。日常生活自立支援事業の利用状況の推移の表をごらんください。

年度ごとの新規契約者数はおおむね140人台から160人台で推移し、平成28年度は157人となっており、また有効契約者数は最近では700人台で推移し、28年度は777人となっております。うち28年度の認知症高齢者は256人であります。

次に、(2)地域における見守り・支援の①孤立死の防止についてであります。

アの老人クラブへの支援につきましては、地域の支え合いや見守り活動、ひとり暮らし高齢者宅への訪問活動などを行う老人クラブに対しまして、市町村を通じて活動費等を助成すると

ともに、イの孤立死防止セミナーやウの連絡会議を開催しているところでもあります。

4 ページをごらんください。②その他の見守り・支援であります。アの民生委員活動の充実・強化につきましては、地域の相談役、行政機関等へのつなぎ役などに取り組む民生委員の活動内容等に対する県民の理解促進となり手の確保に努めているところでもあります。

本年4月1日時点の民生委員の充足状況は、充足率96.7%となっており、昨年12月の一斉改選以降徐々にではありますが、委嘱数がふえてきているところでもあります。

イにつきましては、地域生活を支えるネットワークの中心となり、行政や社会福祉施設、各種相談機関等と調整を行いながら、地域の福祉ニーズに応え、課題の解決につなげていく、地域福祉コーディネーターの養成に取り組んでおり、これまでに計567名を養成したところでもあります。

ウのみやざき地域見守り応援隊につきましては、新聞販売店や宅配サービス事業所など、県民の日常生活に密着しました事業を行っている民間事業者や社会福祉協議会等の関係機関の協定に基づき、事業者の戸別訪問の際、住民に何らかの異変を察知した場合に、市町村窓口等への通報をお願いしており、平成28年度までに18の事業者と協定を締結いたしております。

最後に3、今後の取り組みについてであります。アでは、今後も継続して法人後見専門員や支援員の養成を行うとともに、フォローアップ研修により養成した者の資質の維持・向上を図ります。イでは、法人後見支援員養成研修を修了した方の活用策を市町村や、市町村社協と検討することにいたしております。ウでは、各市町村における成年後見制度利用促進のための体

制整備支援として、今後も市町村社協による法人後見受任体制の整備、市町村単独で法人後見受任体制の整備が困難な場合については、広域連携による実施の検討、支援を必要とする人の早期発見や相談対応ができるよう、各分野の団体で構成されますネットワークの構築に取り組むこととしております。さらには、エ、日常生活自立支援事業等の地域における相談支援体制の充実や、オ、市町村におけるさまざまなネットワーク活用による複合的・重層的な見守り体制の構築支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

5 ページをお開きください。Ⅱ、高齢者の生きがいがづくりについてであります。初めに1、本県の現状につきましては、老人クラブや自治会活動をはじめ、NPOやボランティア活動などのさまざまな社会活動が行われております。このような状況のもと、少子高齢化が進行する中で、地域の活力を維持・増進していくためには、高齢者が持つ知識や経験、技能、意欲などのシニアパワーを生かし、さまざまな社会活動の分野で現役で活躍することが期待されております。

次に、2、生きがいがづくりのための取り組みの（1）老人クラブについてであります。老人クラブはおおむね60歳以上の方が加入でき、日ごろから訪問活動、社会奉仕活動、健康づくり活動や子供たちの見守り活動などに取り組んでおり、高齢者にとって地域を基盤とする最も身近な自主活動組織であります。老人クラブ数及び会員数の推移について、グラフをごらんください。

棒グラフはクラブ数をあらわし、棒グラフの真ん中にその年のクラブ数を、また、折れ線グラフは会員数をあらわし、折れ線グラフの上部

に会員数を明記しております。クラブ数につきましては、左側から3つ目の棒グラフであります。平成3年の1,627をピークに、また会員数はその右隣、平成5年の8万8,000人をピークにその後はそれぞれ減少し、本年3月末現在で、クラブ数は1,106、会員数は4万5,000人となっております。クラブや会員の減少理由につきましては、新規会員の獲得が思うようにならず、その結果、クラブが高齢化し、若手への事業運営の移行が進まず、役員が退任したのを機に、クラブの継続が困難になる悪循環が生じていることなどによるものであります。

6ページをごらんください。次に、取り組み状況であります。①では、ひとり暮らし高齢者宅への訪問や子供の見守り、地域の清掃などの社会奉仕活動、防犯・消費者教育などの各種教養講座の開催、スポーツ大会などの健康増進活動を行っております。②では、介護予防教室などの健康づくりの推進、高齢者宅への訪問などの友愛活動を行う活動員の養成、若手高齢者を対象とした組織づくりの推進に取り組んでおります。③では、グラウンドゴルフなどのスポーツ大会や、絵画や手芸作品などの老人クラブ作品展覧会などを開催いたしております。

次に、(2)その他の取り組みでは、①のスポーツや囲碁将棋などの競技会を通じ、参加者同士の交流を図る宮崎ねりんピックの開催や、全国健康福祉祭への選手派遣、②の要支援・要介護高齢者やその家族などを対象に、短歌を募集、発表、表彰をする、心豊かに歌う全国ふれあい短歌大会、⑤の自分に合った活動に出会うきっかけづくりとして、興味のあるNPO等の活動に一定期間体験参加できるシニアインターンシップなどであります。

最後に、3の今後の取り組みについてであり

ます。①では、老人クラブは自治会と並んで地域コミュニティーを維持、支える大事な組織であります。しかしながら、60代の就労者の増加が今後も見込まれる中で、クラブが一定の活動を続けるには、活動内容などを見直し、若手高齢者の加入を促進させる取り組みが必要であります。

また、②では高齢者の多様なニーズに応えるには、社会参加のあり方についてNPOやボランティアなどに代表される地域での活動状況などの情報提供に一層取り組むことが必要と考えております。

長寿介護課からは以上であります。

**○内野医療・介護連携推進室長** それでは、認知症高齢者対策について御説明いたします。

資料は7ページと8ページになります。まず、1の認知症高齢者数ですが、表には2015年と2025年の全国と本県の認知症高齢者数の推計と、認知症有病率を記載しております。このうち、全国の認知症高齢者数は2015年が525万人、2025年が730万人と推計されております。また、本県の認知症高齢者数は高齢者人口に表の認知症有病率を掛けて算定しております。

先ほどの長寿介護課長の説明の中にもありましたが、2015年が5万1,000人、65歳以上高齢者のおおむね7人に1人であるのに対し、2025年には7万2,000人と、65歳以上高齢者のおおむね5人に1人に達すると推計しております。なお、認知症有病率が16%から20.6%に上昇しておりますが、これは表の下の算出方法の3つ目の中ポツにありますように、糖尿病等の有病率が認知症の有病率に影響することが、これまでの研究でわかっておりまして、今後の糖尿病等有病率の増加により認知症有病率の上昇も見込まれているものでございます。

次に、2の本県の取り組み状況ですが、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の方やその家族ができる限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう、県では国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランに基づきまして支援体制の充実に取り組んでおります。

資料の下に、支援体制のイメージ図をつけておりますが、中央の認知症患者本人とその家族に対し左上の認知症サポート医など、医療・介護の専門職で構成される初期集中支援チームが個別訪問等を行い、早期の受診推奨やさまざまなサポートを行いますほか、右上の専門医療相談や急性期医療など専門医療を提供する疾患医療センター、また右下の日常の診療や相談に応じるかかりつけ医、また左下の医療と介護をつなぐ役割を担う地域支援推進員が配置されました市町村、地域包括支援センターなどの医療・介護の関係機関や行政が情報提供など協力・連携し、地域全体で認知症患者とその家族を支えるための体制整備が求められております。

次の、資料8ページには本県の具体的な取り組みを記載しております。

まず、(1)の早期発見・早期対応の促進につきましては、①のかかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携推進役となる、認知症サポート医の養成を支援しておりまして、昨年度末のサポート医の数が94名であります。また、②の医療従事者向けの研修として認知症サポート医のフォローアップ研修や、かかりつけ医、看護師等の病院勤務の医療従事者、または歯科医師向けの認知症対応力向上研修を県医師会などに委託して実施しており、昨年度末までに合計で延べ約1,400名の方が受講しております。

また、③の県民にわかりやすい相談窓口として、みやざきオレンジドクター登録制度を設け、

サポート医研修やかかりつけ医研修を修了し、登録制度の趣旨に同意をいただいた医師181名を現在、登録・公表しております。また、④の市町村の認知症初期集中支援チームの構成員の養成を支援しておりまして、来年4月の設置期限までには県内全ての市町村がチームを設置する見込みであります。

次に、(2)の専門医療の提供体制の充実でございますが、地域において認知症の専門医療等を提供する認知症疾患医療センターを県で指定しております。現在、宮崎市の野崎病院、三股町の大悟病院、日向市の協和病院の3病院を指定しておりますが、新オレンジプランでは二次医療圏域ごとに1カ所以上設置が目標とされておりますので、二次医療圏域の全てに設置できるよう引き続き取り組んでまいります。

次に、(3)の相談体制の整備ですが、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、認知症の人と家族の会宮崎県支部等の相談体制の充実を図っておりますほか、相談窓口配置いたします認知症地域支援推進員の養成を支援しておりまして、初期集中支援チームと同じく来年4月の配置期限までには県内全ての市町村で配置される見込みでございます。

次に、(4)の認知症介護を担う介護人材の育成ですが、介護職員向けの認知症介護の基礎研修、実践者研修や、認知症グループホーム等の事業所の管理者向け研修など、6つの研修を県介護福祉士会に委託して行っておりまして、昨年度末までに合わせて延べ5,100名の方が受講しております。

最後に(5)の地域支援体制の整備でございますが、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、できる範囲でサポートしていただく認知症サポーターの養成講座を県や

市町村で実施しており、ことし6月末時点のサポーター数は延べ10万人を超えております。

また、そのほかにも地域における認知症高齢者の見守り体制を強化するため、市町村や警察、介護事業所、協力民間事業所などが連携して徘徊SOSネットワークを構築し、行方不明者の捜索や徘徊模擬訓練の実施等の取り組みもふえてきているところでございます。

医療・介護連携推進室の説明は以上であります。

**○橋本生活安全企画課長** これから警察本部、生活安全企画課から認知症及びその疑いのある行方不明者の現状と対策について御説明をいたします。

まず、現状でございます。グラフをごらんください。水色は行方不明届の総受理件数、灰色は全行方不明者のうち高齢者の人数、ピンク色は高齢行方不明者のうち認知症との届け出があった人数、赤色は認知症高齢者の行方不明者のうち死亡で発見された人数をあらわしております。

行方不明者の届けは近年750人前後で推移し、ことしは8月末で450人と、前年同期と比べ49人の減少です。高齢者の行方不明者数は年々微増で推移し、ことしは8月末で97人と、前年同期と比べ5人の増加です。また、認知症が絡む行方不明者数も年々増加傾向にあり、ことしは8月末で58人と、昨年と比べ13人の増加です。認知症での行方不明者で死亡して発見された方は、残念ながら近年7～8人程度いらっしゃいます。

次に課題でございます。課題の（1）は、独居高齢者の増加と高齢行方不明者の増加です。本県の高齢者人口は、今後さらに増加し、2025年には約35万人を超えると推計されておりますので、必然的に独居高齢者や高齢行方不明者の

増加が懸念をされるところでございます。課題の（2）は、高齢者人口が増加すれば高い確率で認知症を発症した行方不明者が増加することも懸念されるところでございます。課題の（3）は、市民サポーターなど地域住民等との連携でございます。今後、高齢者人口が増加しますので、市民サポーターや地域の住民の方々と一層連携し、諸対策をとっていくことが不可欠でございます。

次に、主な対策でございます。対策の1つ目は、社会全体で連携した捜索活動でございます。具体的には、アからオに記載のとおり、認知症高齢者の行方不明届を受理したら、速やかにSOSネットワークや防災行政無線、防犯メールなどで手配するとともに、自治体や消防団と連携した捜索に加え、警察も捜索隊による捜索を実施しております。

対策の2つ目は、高齢者保護対策でございます。具体的には、アからウに記載のとおり、まず警察職員は認知症の方に接する機会がありますので、認知症サポーター養成講座を受講させております。また、自治体等が主催するSOSネットワーク会議等へ参加し、情報共有を図っております。また、認知症高齢者情報事前登録制度は一部の警察署や自治体が行っている制度で、徘徊が予想される認知症高齢者を事前に登録し、もしもの場合、早期発見に役立たせようとするもので、県全体に周知し、広めたい制度でございます。

対策の3つ目は、平素の対策でございます。具体的にはアからウに記載のとおり、認知症高齢者の捜索では自治体等との連携が不可欠ですので、平素から情報共有を図っているところであります。また、認知症高齢者徘徊模擬訓練は、県内の一部ですが、自治体など関係機関・団体



が連携の上、訓練を実施しておりますので、警察も参加しております。加えまして、地域を巡回する地域警察官が高齢者方を訪問した際には、防犯指導のほか、徘徊や行方不明に関する指導も行っており、今後もこれらの対策を進め、認知症高齢者の行方不明事案の未然防止を図ってまいります。

以上で認知症行方不明者関係の説明を終わります。

続きまして、引き続き特殊詐欺の現状と対策について御説明をいたします。

まず、現状でございます。グラフをごらんください。赤色は認知件数でございます。黄色は被害を未然に防いだ阻止件数でございます。ピンク色は被害の総額、水色は被害を阻止したときの阻止金額の総額でございます。では、ことしの状況でございます。赤色の認知件数は近年減少傾向でございましたが、ことしは8月末で昨年同期に比べ、16件増加しております。これは、典型的なオレオレ詐欺や税金等が返ってくると言えます還付金詐欺で、高齢者の被害が多くなっているからと認めておるところでございます。ピンク色の被害総額は約7,500万円で、昨年同期と比べますと約6,000万円減少しております。なお、金融機関などがお客様の不審点に気づき、被害を阻止した阻止件数は黄色のとおり31件で、被害を防いだ額は水色で約1,300万円でございます。

次に、課題でございます。課題の（1）は、高齢者被害の防止でございます。ことしは被害の約6割が高齢者で、被害額も約4,800万円となっており、今後も高齢者の被害防止が最重要課題でございます。課題の（2）は、当事者意識の醸成でございます。被害者の多くは、特殊詐欺は知っていたが、まさか自分が被害に遭う

とは思ってもしなかったと答えております。他人事ではないとの意識をさらに醸成する広報啓発活動が課題でございます。課題の（3）は、水際阻止対策の強化でございます。万が一だまされたとしても、現金を振り込む前にとめることができれば財産被害を防ぐことができます。最後のとりでとして送金をとめる水際阻止対策のさらなる強化が課題でございます。

次に、主な対策です。対策の1つ目は、高齢者に犯人の電話がかかりにくくする対策でございます。具体的は、アからウの記載のとおり、御自宅の電話機に警察が貸し出した自動録音機の設置を促したり、料金はかかりますが、最新の優良な防犯電話機の設置を勧めております。また、高齢者の名前を電話帳から削除することも要請しております。

対策の2つ目は、犯人の電話をうそ電話詐欺と見破る力をつける対策でございます。警察では、これまで特殊詐欺という用語を使ってまいりましたが、これからはうそ電話詐欺と身近な表現に改めて、アからオに記載した取り組みを行っております。アでは、日向市出身の演歌歌手小田矢かなさんを県警の穏やかなまちづくり広報大使に委嘱をいたしました。10月1日にはイオン宮崎でミニコンサート形式のイベントを開催し、県警でつくった特殊詐欺からの被害防止の歌を初披露いたします。次に、エのコールセンター事業は、8月1日から業務を開始しており、女性オペレーター3名が県民に直接電話し、注意を喚起しております。その他、イ、ウ、オの取り組みも着実に進んでいるところでございます。

対策の3つ目は、水際阻止対策です。この取り組みは警察が独自で行えるものではなく、例えばうそ電話が多発したら、その内容を金融機

関に通知し、お客さんへの声掛けに生かしてもらおうとか、だまされた方がタクシーに乗った際、運転手が不審点に気づき被害を阻止した事例がございましたので、宮崎県タクシー協会と協定を締結し、特殊詐欺の抑止に配慮してもらおうなど、社会全体で水際阻止ができるよう対策を進めております。

以上で、私からの説明を終わります。

**○宮川生活環境課長** 続きまして、生活環境課から資料に基づいて説明をいたします。特定商取引事犯の現状と対策についてであります。警察に対しここ数年、年間2万件前後の事件や事故に関するさまざまな相談が寄せられております。

その中で、特定商取引事犯に関する相談件数は、平成25年が486件でしたが、平成28年は133件と大幅に減少しております。また、本年につきましては8月末現在で69件と、昨年の相談件数を下回る状況にあります。しかしながら、特定商取引事犯は自宅訪問や電話勧誘などによって行われる場合が多く、どうしても自宅にいらっしゃる高齢者の方が被害に遭いやすく、相談をされた方については、65歳以上の高齢者の方が平成28年は133人中82人の61.7%、本年も8月末現在で69人中44人の63.8%と割合が高くなっており、その分高齢者が被害に遭う確率も高いものと思われま。

このような現状に対する課題として2つ挙げておりますが、1つ目の特定商取引に関する広報啓発につきましては、高齢者の場合、契約内容が理解できずに被害に遭ったことに気づかなかつたり、相当の期間経過後に被害に気づくといった傾向にあるため、特定商取引事犯の類型を高齢者にもわかってもらえるような広報をして、被害に遭わないように注意を喚起する必要

があります。

また、2つ目の事案の早期認知につきましては、警察などへの届け出が早ければ早いほど有効な対策をとることができることや、被害の拡大を防止するためにも事案の早期認知が必要となります。

このような課題に対する主な対策としまして、まず第一に広報啓発を挙げております。国が毎年5月を消費者月間と定め、消費者問題に関する啓発、教育などの事業を集中的に行うのと連動して、警察も5月を生活経済事犯対策強化期間と定め、高齢者が被害に遭いやすい特定商取引事犯などを重点対象犯罪と定め、広報啓発活動を推進しております。

さらに、年間を通じて高齢者サロンなどを活用しての被害防止の講話や、交番や駐在所が作成・発行するミニ広報紙はもちろんのこと、FM放送や案内板を活用した広報啓発を実施するなど、被害防止への注意喚起を積極的に推進しております。今後もあらゆる媒体を活用しての広報啓発活動を行ってまいります。

第二に関係機関との連携であります。特に消費生活センターや県の生活・協働・男女参画課との会合などを通じての情報交換や双方に寄せられた相談内容についての情報共有など、さらなる被害者保護対策を実施してまいります。

最後に、事件化であります。平成28年中は7件7名、本年は8月末現在で1件1名を検挙しております。警察では、法律に違反する悪質な事案を認知した場合は、迅速・的確に被疑者を検挙するなどして、さらなる被害の防止を図ってまいります。

以上であります。

**○大野交通企画課長** それでは、資料4ページ、高齢運転者の交通事故の現状と対策について、

交通企画課から説明いたします。

まず、1の後期高齢運転者（75歳以上）の交通事故の推移であります。表は平成18年以降、昨年までの人身事故と死亡事故の件数、そのうち、後期高齢運転者による事故の件数とその構成率を示しております。人身事故の件数は減少傾向にありますが、後期高齢運転者による事故の構成率は年々増加し、10年前の約2倍となっております。また、死亡事故の構成率もここ3年は全体の20%前後で推移しております。

次に、2の高齢者の交通事故防止に向けた取り組みであります。（1）の交通安全教育車を活用した交通安全教育は、宮崎市内の自動車学校に委託している交通安全教育隊委託事業であります。交通安全教育隊はドライビングシミュレータなどを搭載した交通安全教育車により県内一円で特に高齢者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施しております。

（2）のシニアドライバーズコンテストの開催は、高齢者の視力、視野、聴力及び反応の低下等に対する自覚を促す機会として県内10カ所の自動車学校で運転技能審査会を開催し、高齢運転者の交通安全意識と技能の向上を図っているものであります。（3）の頻回事故歴者に対する個別指導は、過去1年以内に2回以上の事故歴がある方を抽出し、本人または家族に個別指導を実施するものであります。（4）の安全運転サポート車の普及活動は、現在、国を挙げて取り組んでいる施策でありまして、今後シニアドライバーズコンテスト等におきまして、自動車販売店の協力を得て体験試乗会を行うなど、普及啓発活動を推進していく予定であります。

最後に、3の高齢者運転免許証返納メリット制度の拡大・充実であります。表のとおり本年9月11日現在、公共交通機関の運賃割引など、

県内255事業所と98のメリット制度を構築しております。毎年、交通部長等の交通部幹部が市町村を訪問し、首長との交通安全対策協議において直接メリット制度の拡大・充実を要請しているところでございます。

説明は、以上であります。

○中嶋運転免許課長 それでは、警察本部資料5ページの運転免許に係る高齢運転者の現状と対策について資料に基づきまして、御説明申し上げます。

運転免許課では、超高齢化社会がますます進展する本県におきまして、免許更新時の高齢者講習などの充実により、効果的な運転者対策を推進しまして、交通事故抑止対策の一翼を担っているところでございます。

まず、資料項目1、（1）の免許保有者数の推移の表をごらんください。県の人口が110万人を下回る現在、全免許保有者数も本年8月末現在で76万307人となっており、平成25年と比較いたしますと、約8,600人ほど減少しております。また、県の高齢化率が30%を上回る現在、65歳以上の免許保有者数も本年8月末で20万6,257人で、平成25年と比較いたしますと、約3万人増加している現状にあります。これは、2025年を待たずして数年後には3人に1人のドライバーが65歳以上の高齢者になると思われる数字となっております。

次に、（2）の自主返納者数の推移の表をごらんください。自主返納者数は、年々増加しており、昨年は約3,000人の方が返納され、本年もその数を上回ることが予測されております。この増加要因は、近年全国で高齢運転者の重大事故が相次いで発生するとともに、本県では平成27年10月に宮崎市高千穂通りで高齢運転者による歩道暴走事故が発生したことなどが、運転に不

安を感じておられる方や、その家族に運転継続について考える大きな機会となっていることが考えられます。また、更新時の認知機能検査や代理返納制度が増加要因にもつながっているものと考えております。

次に、項目2の相談体制などにつきましては、これまでの免許センター窓口などにおける警察職員対応に加えまして、昨年4月から専従の看護師4人を採用しまして、県内3カ所の免許センターにおいて体制を強化しました。さらに、本年から専従の高齢運転者支援専門員4人を採用しまして、体制を整え、必要な場合には自宅訪問活動等も実施しておるところであります。

次に、項目3の認知症運転免許保有者の早期発見方策につきましては、本人や御家族からの相談や免許更新時の質問票の有効活用あるいは専門医からの通報制度を導入するなどしております。また、警察活動全般を通して、交通事故捜査や徘徊者の保護活動などに伴う内部通報制度も整えたところがございます。さらには、本年の改正道路交通法に伴う新高齢者講習制度による早期発見活動に努めているところでもあります。来年になりますと、昭和23年生まれのいわゆる団塊の世代の方々が70歳を迎えられますことから、高齢者講習のさらなる円滑な運用が求められていきます。運転免許課といたしましては、今後とも関係機関、特に県医師会や県の保健福祉部門、さらには自動車学校などとの連携強化を図り、高齢運転者講習の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

**○満行委員長** 執行部の説明が終わりました。御意見、質疑等がございましたら、御発言をお願いいたします。

**○右松委員** 高齢者福祉、地域福祉の担い手と

して重要な役割を担います後見人制度、後見人とそれから民生委員について、状況をちょっと教えていただきたいと思い、質問をさせていただきたいと思っております。

私の知人が市民後見人に、専門員になられて、そのきっかけがその方の高齢になったお母様の実家にいろんな業者が来ているという話を聞かれて、それでその方は高齢者を守っていこうということで、実際そういう研修を受けて市民後見人になられたんですけれども、そういったいろんな要素があってこの市民後見人が出てきているんだと思うんですが、そのいきさつとかあるいは業者の実態など、私は詳しいことはわかりませんが、弁護士とかそういった方が本来後見人になっておられるかと思うんですけれども、そういった状況があればちょっと教えていただければありがたいなと思っております。

**○木原長寿介護課長** 成年後見につきましては、家庭裁判所が選任いたしました援助者が成年後見人あるいは保佐人、補助人になりますけれども、この方たちが財産管理あるいは福祉施設の入退所など、生活全般にわたる契約、この法律行為を行うこととなっております。そういうことで今委員のおっしゃられましたとおり、まず裁判所のほうが選任をするということになりますので、そこは私どもでどうこういうわけにはいきません。ただし、家族の方あるいは市町村、そういう方が申請した場合につきましては、ある程度事務的な手続を早めるために、どういう方がいいのかということを申し立て人のほうがある程度参考にして書いて出すというふうには聞いております。ただし、裁判所のほうで決めますので、そういうふうになるかどうかはわかりませんが、今そういう状況であります。

それから、今委員がおっしゃられましたどう

いう状況かという、後見人の育成状況でございますけれども、県のほうは平成28年度から法人後見専門員、そして支援員の育成をしておりますが、事前に本県の場合は宮崎市さん、あるいは小林市さんは、平成25年度、26年度に独自に研修をやって育成をしております。そういうことで25年度、26年度、そして28年度の3つの研修等で育成しました専門員の方、それから支援員の方がいらっしゃいますけれども、支援員の方につきましては、97名の方が研修を修了をされまして63名の方が登録をされております。そして18名の方が現在活動されているところでございます。

以上でございます。

**○右松委員** 家庭裁判所の選任については、これから問おうと思っておりましたので、そういう状況、実態をちょっと教えてもらいたかったというのが1点と。それからその方は元銀行員なんですよね。受講者をふやしていく、県としてのスタンスですよね、取り組みのスタンス、やはり誰でもかれでもというわけにはいかんでしょうから、現金の取り扱いとか、いろいろしますからですね。かといって、間口を完全に絞るのもなかなかですから、今後の県のスタンスとして先ほどの受講者の推移とそれから家庭裁判所から選任を受けて市民後見人として活動できる人の推移をちょっと、今話された97名のうち63名、そこだと思んですが、今後の取り組みをどういうふうに展開されていくのか、目標みたいなものがあれば教えてください。

**○木原長寿介護課長** 資料に基づいて説明をさせていただきますとおりに、どうしても専門職の方が現状では宮崎市内に集中しているということ、それからこれから高齢者の方等がふえていくと、どうしても専門職の方だけでは足らな

いだろうと、そういうことで私どもといたしましては、市町村社会福祉協議会にお願いをいたしまして、法人として受任できる体制ができないのかということ体制づくりを進めているところであります。ただし、なかなか小さな市町村になりますと、そこだけというわけにはいきませんので、どうしても広域連合、ある程度の市が核になって、周りの町村を巻き込んでやっていくと。そういうようなことでやっていけばなと思っております。また、そういうふうに進めております。

それから、マンパワーの育成につきましては、もちろん専門員以上に支援員を育成していかななくてはいけないんですけれども、家庭裁判所のほうが選任するにあたってどうしても家庭裁判所のスタンスというのが、私どもとしたら市町村社会福祉協議会であれば、研修を行って、しかも財産とかそういう専門的なことではなくて、どちらかという金銭管理とかあるいは身のお世話ということで選びたいなというふうには考えてはいるんですけれども、やはり裁判所としてはある程度実績のある方、しっかりした方を選んでいきたいという思いがあるようでございます。確かに27年度ぐらいまではなかなか裁判所の敷居が高かったというのが私の個人的な思いなんですけれども、28年度になりますと、やはり市民後見人とかそういうところにもウイングを伸ばしたいと思いつつも、ハードルはなかなか下げられませんよと、そういうことを私ども感じておりますので、一方で支援員の方を育成しつつ、その方たちがやはり研修だけではなくて実際問題として現場を踏んでいくということも非常に大事なんですけれども、どうしてもここについては裁判所のほうから選任されるということが条件になってしまいますの

で、私どもとしてはほかの県の状況とか、例えばうまくやっていたらとところもございます。そういうところの状況を見ながら、連絡会議の中で家庭裁判所の事務官等にも参画いただいて、いろいろ議論はしているところでございますので、そういうところをまた訴えていきたいなとそういうふうに思っております。

**○右松委員** 私は、県内の実態を、現場がどういう状況なのかを知りたいんですよね。後見人利用者数の推移が出ていますけれども、今後ますますふえていくと思うんですよね。それに対して、後見人制度が、後見人が追いついていくのかどうか。市民後見人制度、この市民後見人を出発した経緯も含めて、そしてまた成果、この市民後見人がどういうふうな成果を出してきたのか、それがやはり県内の高齢者のニーズ、実態とかみ合っているのかというその部分を私は知りたいもので、そこをちょっと。家庭裁判所の話とかいろいろされましたけれども、そこを知りたいんですよね。

**○木原長寿介護課長** その家庭裁判所のお話をさせていただいたのは、どうしても選任されるというところがありますので（「それはわかっていますので」と呼ぶ者あり）申しわけございません。実態等については、やはり市民後見人なり、社会福祉協議会の法人後見支援員等の非常にいいところは、やはり専門家と違って、専門家もそれは専門家なりのいいところがあるんですけれども、どうしても、どうしてもというか、専門家はややもするとなかなか実態がわからない中で取り組んでいかれるところがあるというふうに聞いておりますけれども、この社協に属していらっしゃる支援員さんについては、お互い同じ目線に立っていろいろ取り組まれるというところで、私どもとすれば特に難しいという

か、財産等に関する相続とか、そういう難しい問題は別にして、日ごろからやっていたらと金銭的、そういうものについてはこの市民後見人なり、法人後見支援員の方たちにやっていただきたいなと、そういうふうに思っております。当然今後は高齢者の方たちがふえてまいりますので、どうしても足らなくなっていくという右松委員のおっしゃることは、本当に重々わかっておりますので、これは育成をしていきたいなと思っております。

あわせて、フォローアップ研修とか、そういうものをしていきたいと思っております。ただ、どうしてもなかなか高いレベルが求められる、求められるというか、社会福祉協議会がある程度信用を維持していくためには、ある程度高いレベルの方を維持していかななくてはいけませんので、そういうところについて私どもも協力しながらやっていきたいなと思っております。

**○右松委員** 質問しませんけれども、全国では後見人が必要とされた3万数千の案件で、裁判所から市民後見人が選任されたのが224件なんですよね。だから、大変やはりハードルは高い中で、でもやはり重要な仕事を担う方ですから、足りないのかどうかというのは、私はもう細かな数字を見て言っているわけではありませんし、そういった実態を分析をされていらっしゃると思いますので、ぜひ今後も進めていただければと思います。

**○岩切委員** 関連して、後見人についてちょっと情報を整理したいんですけれども、親族後見人というのがいて、法人後見人というのがいて、弁護士が足りないのか、市民後見人というのをつくろうというふうになった。それは、全国で200人ぐらいしかいないと今、右松委員のほうから。そういう状況だと、宮崎には200人中何人くらい

いるんですか。

○木原長寿介護課長 市民後見人につきましては、今のところは本県の場合はまだ、裁判所のほうから選任された事例はございません。

○岩切委員 市民後見人ということで裁判所がなってくださいと言われる側の何らかの、弁護士でもなく、社会福祉士でもなくという、ただ単なる人、何かその辺規定があるんですか。

○木原長寿介護課長 そこが、非常になかなか難しいところなんですけれども、ある程度は弁護士さんや司法書士さん、あるいは社会福祉士さんのような専門家の方たちではないと。しかし一方である程度の財産とか、契約については知識を持ち合わせていただかないと困ると。その一方で、メリットといたしましては、先ほど申し上げましたように、被後見人の方と同じ目線で、同じ気持ちでしかも地域にある程度お住まいになっているということで、非常にそういうところを生かすというか、そういうのをメリットにしながらやっていただくというところで、非常に違う意味で確保することはやっぱり難しくなっていくんじゃないのかなと、そういうことは思っております。

○岩切委員 おおよそわかりました。後見に関してもう一点なんです、親族後見人に対する後見監督人の選任の問題で、監督人がいわば弁護士等であって、費用を必要とすると。親族後見人の場合は、その親族でありますので被後見人からの費用の徴収はないんですけども、突然監督人が選任されて、監督人から多額の請求をいただくという問題があると。そんな話を聞いたんですが、そのあたりについて長寿介護課さんのほうは情報をお持ちでしょうか。

○木原長寿介護課長 今の委員がおっしゃられたようなそういう事例までは、正直なところ聞

いていないところですが、実は国のほうで成年後見制度の利用を支援するために、地域支援事業の中に任意事業ではございますけれども成年後見制度利用支援事業というのがございます。その中で、市町村長が申し立てを行った場合、あるいは親族の方等が申し立てを行った場合、ランニングコストとしての報酬代、これについて予算に限度はございますけれども、その中で賄っているというか、その中でおさめているというのが実態でございます。ただし、これは任意事業でございますので、やっている市町村もあればやっていない市町村もございまして、そういう点ではできることであればやっていただけるような体制をつくっていきたいなと思っております。委員のおっしゃれました後見監督人がすごいお金を要求した、請求されているというところは申しわけございませんが、私も情報不足でございます、そこまで把握いたしておけません。

○岩切委員 後見については、私自身最後にしますけれども、親族後見人に弁護士等の監督人がついた場合に、親族後見人が被後見人の財産を保持するために、例えば社協等や安価な法人さんに後見人をおかわっていただくというような方法で監督人の選任を逃れるという方法をとるといいのかなというふうに勝手に考えていたんですが、そういったところについての準備とか発想とか、どのような状況でしょう。

○木原長寿介護課長 済みません、固定観念で怒られるかもしれませんが、そこについては裁判所の裁判官がどうしても選任することになっているものですから、私どもとしては専門職の方たちがやがて不足するであろうと、繰り返しになりますけれどもそのときに備えて、社会福祉法人のほうで受任できる体制

をつくりたいと。そのためには、どうしてもその法人後見専門員と支援員を育成していきたい。しかし、裁判所のほうはハードルは高いですよということはきちんと言われていますので、その件については、やはり裁判所の要求にも、ニーズにも応えられるようなそういう研修をしてOJTを踏まえていければいいと思っております。

○岩切委員 ありがとうございます。

○右松委員 私、先ほど、知人が後見人という話をしましたが、社協の法人として受けた法人後見専門員ですので、ちょっと訂正させていただきます。訂正といいましょうか、ちょっと誤解を受けるといけないなと思って、以上です。

○満行委員長 ほかございませんか。

○有岡委員 今の話にちょっと関連するかと思いますが、後見人の報酬というのをやっぱり知っておく必要があると思ったものですから、東京家庭裁判所の場合、例えば親族の場合は基本報酬が月2万円とかいう、そういう例があるんですが、本県の場合、例えば弁護士をお願いするにしても、やはり毎月一定の報酬を払うとかいうことがあると思うんですね。そういった内容をちょっと紹介していただけるとありがたいです。

○木原長寿介護課長 報酬につきましては、これは裁判所の裁判官のほうが決めますので、幾らというところは裁判所のほうに聞いていただくこととなりますが、今委員がおっしゃられましたとおりで、東京地裁のこれを参考にして基本決めておりますので、大体通常の場合が2万円、高額な非常に財産等があります場合は3万円から6万円の範囲で実施しているということを私どもは聞いております。

○有岡委員 それで、やはり金銭的な不安があ

ることによって後見制度を利用しにくいというふうなイメージがあるんですね。ただ、その中で例えば金融機関、銀行等が入って後見制度の支援信託、こういったものを今後考えておく必要があると思います。そういった実態は本県の場合、いかがなものでしょうか。

○木原長寿介護課長 本県の場合は、まだそのような事例はございません。

○有岡委員 なぜこういったことを申し上げたといいますと、震災孤児の話をちょっと参考にさせていただきますが、震災孤児の場合は、信託した親族が使い込んでしまったりと、いろいろなそういう事例がありまして、やはり後見制度自体に対する不信感が若干あるんですね、そういった意味で金融機関が入ることで必要な経費を毎月振り込んでいくとかそういう制度もやっぱり今後考えていただけると、一般の方がある程度サポートするにしても安心して、この制度が利用できるんじゃないかというふうに思いましたので提案させていただきます。

それと、もう一点、権利擁護にかかる出前講座の実施をされているということで、先ほど社協のほうの話がありましたが、やはりこういう制度は御本人が積極的に学ぶべきだと思っただけで、市町村でも身近な法律相談とかそういう勉強会をするんで、例えば60代、70代の若手高齢者といわれる世代、このときから相続の問題もありますし、例えばこの制度を受けてしまうと、被後見人ということで法定相続等が制約されるとかいろいろ問題が出てくるんですね。そういった意味では若いうちからそういったことを学んで、準備していくと、そういうふうな支援をやらないと、全く制度が理解できない状態でいくとこういう問題が現在があります。対症療法というものをやっぱりこういう若いうち



から勉強するような仕組みを出前講座の中では取り入れることも必要ではないかと思っておりますので、御検討いただければと思います。

**○徳重委員** この話はどう受けとめていいかわからないんだけど、私の身近なところで起こっている事例なんですけど、財産を持っていらっしゃるもう87～88歳の方なんですけど、兄弟とのトラブル等々で、兄弟にはもう譲りたくない、財産その他ですね。それで、市役所のほうに受け取ってくれと。いやそれはできませんというように言われたというお話を聞いたんですけど、行政が、市町村がそういったものを、後見人になるというのかな、そういう形での始末はできないものかどうか、それをちょっと教えてください。

**○木原長寿介護課長** いろんな問題があるんだろうと思っておりますけれども、感情的なものでございますので、一般的には市町村というのは財産の管理というか、法律行為についてもだめだ、あるいは介護保険の契約等についてなかなか厳しいなというところで、市町村自体は申し立てを組み立てておりますけれども、今委員のおっしゃられましたとおり財産についてということになりますと、委員のおっしゃられたことを聞きますと、単純に財団法人なり、何なりに寄附という手もあるのかなと。単なる自分の趣旨があればですね。あるいは自分たちの公益財団法人で指定寄附金制度でやっていけばいいのかなと思っております。また、そうでない場合でありましたら、社会福祉協議会そういうところに協議をする、市町村にどういう目的で寄附するのかその目的は私にはわかりませんが、社会福祉協議会等、そういうところに寄附という手もございまして、あるいは自分で公益財団法人をつくってそれに投資・合致する

ようなというのものもあるかと思いますが、おおよそはその既存の公益財団法人あるいは市町村の社会福祉協議会、そういうところも考えてみる手もあるのではないのかなと。そういうふうには思っています。

**○徳重委員** ありがとうございます。

**○岩切委員** 少し話題を変えます。孤立死、孤独死の関係なんですけど、3ページの(2)のところ①として孤立死(孤独死)の防止でア、イ、ウとあります。これらの事業についてなんですけど、冒頭1ページのほうで孤立死、孤独死の定義が定まっていないというお話がございましたので、ここでのア、イ、ウの事業はそのあたりの定義をどういうふうに位置づけてなさっていらっしゃるのか教えてください。

**○木原長寿介護課長** 定義自体は定まっておりますので、まず私どもがやる場合には、厚生労働省の問題研究会というところがございまして、例えば孤独死でございましたら、みとる人が誰もいないとそういう状態での死と、それを孤独死というふうに自分たちでそれを参考にして位置づけております。あるいは、孤立死につきましては、誰にもみとられることなく息を引き取り、その後相当期間放置される状態での死と、そういうこととございまして、どちらかという私どもは孤立死につきましては、一定の相当期間放置された状態と、そういうことを考えてやっております。

**○岩切委員** ありがとうございます。孤立死、孤独死のイメージがもしずれていたらいけないと思ひまして伺いました。代表質問だったと思うんですけど、警察のほうに鑑定の件数等を聞きましてけれども、そこはやっぱりずれてしまうのでしょうか。

**○木原長寿介護課長** 警察の方の数字は平成28

年度の会議で聞いたときが、三百幾つかだったというふうに記憶しております。これに対しまして、ニッセイさんの調査では150人ぐらいでございますので、数字はずれているということで理解をいたしております。

○岩切委員 それでは、どこかの年次でも古くてもいいんですが、例えば市町村からの情報だとか、死後放置されたという件数が、福祉サイドのほうでこの推計ではなくて把握されている数があったら。

○木原長寿介護課長 これは、申しわけございません。ございません。

○岩切委員 わかりました。ありがとうございました。

○前屋敷委員 今の孤独死に関連してですけれども、平成22年でこのニッセイさんの調査では152人、28年度は300名ぐらいということは今言われました。この22年以降28年、9年ですけれども、その間の人数についてつかんでいらっしゃる数字がございますか。近年。

○木原長寿介護課長 私の説明が非常に悪かったようでございます。もう一度岩切委員に対する回答ですけれども、ニッセイさんが1ページに出していらっしゃる数字は、152人なんですが、警察の方が検視されて、私の記憶では平成28年に会議を開いたときに、警察の方にお見えになってもらったときの数字が三百何人だったということでございまして、そこにそごというか乖離があると、そういうところでございます。それから今、委員のおっしゃられた最近の経緯ですけれども、これについては一切数字は持ち合わせておりません。

○前屋敷委員 やはりその時点からはふえていくのではないかなというふうには想定するんですけれども、やはり孤立死、孤独死というのは、

そういう事例を聞くと、ニュースを聞くと非常にやっぱり心が痛むし、地域でも見守りだとか、そういうことでかなり協力体制もあるようなんですけれども、ここの3ページのウで防止のための連絡協議会を県が開催されているということなんですが、この県の会議で情報交換をされるということですが、県内の各地域との連携というのはどういう具合になっているんですか。各自治体にこういう協議会といいますか、体制がとれているのかどうか。

○木原長寿介護課長 ウに書いております連絡会議は県レベルの会議でございまして、実は県関係を除きますと13団体ほどに来ていただいております。民生委員さんにも来ていただきますし、県営住宅を管理しているところにも来ていただいたり、あるいは市町村、社会福祉協議会、そして警察の方にも来ていただいております。市町村の方も入ってはおりますけれども、今委員のおっしゃられた市町村単位でどこまでやっているかということにつきましては、特に把握はしていないんですけれども、日南市さんとかそういうところからの説明では、やはり自分のところで見守り活動をやっていると、そういう中では例えば自分たちだけではなくて、社協とも組みながら、そして宅配便の業者さんとか、ヤクルトの業者さんとか、そういう方たちと協定を結んで連絡、情報が集まるような、そういう体制はつくっておりますというお話はいただいておりますけれども、26市町村でどんな状態になっているのかということまでは把握はしておりません。申しわけございません。

○前屋敷委員 この県の協議会では、地域で取り組まれたそういう活動が集約されるということのようなんですけれども、やはり本当にそう

いった孤独死あたりをなくそうということになれば、そういう活動がやっぱり地域でちゃんと、体制的に定着していくというのがやっぱり大事かなというふうに思うんですね。ですから、そういった意味では各自治体でそれぞれそういう体制の取り方、いろいろ困難もあるんでしょうけれども、そういう方向が進められるような形でやっぱり県も支援したり、援助したり、指導したりということが必要なと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○坂口委員 参考までに、孤立死防止事業がもしなかったというか、そういう行動がなかったとしたときに、この命守れなかったよなって、逆にそういったいろんな支援事業、サポート事業で助けた命というんでしょうかね、死に至らせなかったというのが大体どんな状況なんでしょう。

○木原長寿介護課長 資料でございますと、4ページのほうにみやざき地域見守り応援隊というのがございます。ここに書いてありますように民間事業者や関係機関と協定を締結しということで、この中で先ほど言いました連絡会議でいろんな事例が発表されるんですけども、そういう中で例えばヤクルトレディが行って、玄関で少し調子が悪くて倒れていたとか、あるいは何回行っても返事がないんで、行ったら非常に申しわけないんですが、亡くなっていらっしやったとか、あるいは救急車を呼んだとか、そういう事例は結構ございますので、やはり民生委員さん、それからこういう応援隊の皆さん、こういう方たちの力をおかりしながら、やはり地域福祉というか、そういう視点でも組み立てていくことが大事ではないのかなと、そういうふうに思っております。

○坂口委員 具体的に大事に至らずに事前に助

かったよというような事例とか、そういった件数とかがあるのかどうか。

○小田福祉保健課長 今、事業者と協定を組んで見守り活動をお願いしているんですけども、平成26年2月から取り組んでおりますが、この事業者が何らかの通報を行っていただいた件数がことしの4月までで96件ございました。月平均でいきますと2～3件ということなんですけど、そのうち自宅等で倒れていたのを発見したケースが36件ありまして、ただこの36件のうち18件の方はもう既に亡くなられていたと。逆に言いますと、残りの18人の方は何らかの形で救われたということでございます。あるいは体調が悪い状態を発見したというのも23件ございまして、やはり事業者の方に戸別訪問の際にこうやって見守り活動をしていただくということも孤立死防止には役に立っているのかなというふうに思っております。

○坂口委員 その事業全体が大切な事業で必要な事業だけれども、とにかくそこらで何らかが境目でだめだった場合とそうでない場合についてある程度まで整理して行って、またそこに集中して、その大事に至る前にそれを把握してというんでしょうかね。助けることにつながるようなものは、またさらに研究していくというか、そしてそれを普及していくということを期待したいなという気がするものですから、ぜひその分析を、何が境目でどこだったのかと、当然たまたま行っていることも結構あるんでしょうけれども、それをまた能動的にそういったものが把握できるようにというようなことを、ちょっと今後研究していただけるといいなと思うものですから。

○小田福祉保健課長 事業者さんが見守りをします際に、どういったところを見て異常を発見

するかといいますと、具体的には、同じ洗濯物が何日間もかかっているとか、あるいは新聞受けに新聞が幾つも入っているとか、そういう状態を見て連絡をするというケースもあるようがございます。私ども年に1回この協定をしている事業者と一緒に会議をしていますので、そういうケーススタディも含めてどういった形で、早く発見できるかというのを一緒に研究してまいりたいというふうに思っています。

**○徳重委員** 長寿介護課にお尋ねしたいと思いますが、高齢者の生きがいづくりということで、いつも話題になり議論になっておるわけで、この最後に今後の取り組み、課題という形で、高齢者クラブへの加入促進とか、情報提供とかいうことが今後の課題だというようなことのようにですが、皆さんが考えられて、平成15年から29年の間にかなりの数のクラブ数が減ったり、会員数が減ったりしているわけですね。この原因は何だと理解をされていますか。前はずっと同じような状況の中で続いてきたわけですがけれども、それが急にこの15年以降、こんなに減ってきたという要因というかな、わかっておれば。

**○木原長寿介護課長** どっちが先でどっちが後かってなかなか難しいところなんですけれども、なかなか60代の方たちが入れないというか、入っていけないというか、就労をされているというか、就労をしていかないといけない状況にあります関係で、これは年金との関係とかいろいろな関係があると思うんですけれども、どうしてもその60代の方たちが働いていると。そういうことで、若い高齢者、若手高齢者の方たちが非常に少ないと。実際どういうパーセンテージで年齢別の構成がなされているかといいますと、60代の方が大体11%でございます。それから70代、80代がそれぞれ41%ぐらいでございます。90

代の方が大体7%ぐらいでございます。こうなりますと、大体平均年齢が70代の後半、ほぼ80代に近いところじゃないのかなというふうに考えております。

そういたしますと、いざ入るということになったといたしましても、やはり世代のギャップが非常に大きいと80代の方と60代の方がやると、これはやっぱり親子ほどとは申しませんが、やはりある程度の年齢の差があって、ギャップがあると思っております。今、このクラブというか、老人クラブの中でやっていらっしゃる事業というのは、先ほど言いましたように健康づくりとかいろいろやっているんですが、非常に大事だと思いつつも一方ではやはり60代の元気な方にとっては少しミスマッチの部分もあるんじゃないだろうかと、そういうようなこともあって60代の方が入っていかないと。そうなりますと70代、80代の方で構成はされているんですけれども、なかなか高齢の方というか、70代、80代の役員の方たちが中心となってやっていたいろんな事業の組み立てについて事業承継がなかなかうまくいかないと、そうなりますとあるときに役員の方、高齢の方ですが、リタイアを機にクラブ自体が非常に存続の危機というか、そういうことで解散をしていくと、そういう状況になっております。そういうことで、若手の高齢者が加入するような魅力ある何かをしかけていかないと、今後も一定の活動を続けていくにはそういうのが条件ではないのかなと考えているところでございます。

**○徳重委員** 今おっしゃったことが現実かと思うんですけれども、このままいったら恐らく消滅してしまうだろうという気がしてならないんですよね。このじり貧で恐らく高齢者クラブ、会員もそうですが、会としても存続がもう

本当に危ぶまれてくるかなと。最後におっしゃいました60代は、まだ仕事をしていかなきゃならんということはよくわかります。減っていつていることも理解できるんですが、その役員になり手がないと。やめられた時点で解散というような形になってしまうと。ならば、それは行政が何らかの力をかしていただくことによって、その次の人に対していろんな形でそういう役員をしていただけるような人を育成する、あるいは育成するというよりその人にはそれなりの手当なり何なりをやって、ずっとしていただく。やっぱりそういう組織を維持し健康を維持していく、いろんな高齢者の事業を進めていくためには誰かが中心にならなければいけない、その人は大変なんですね。それなりのものが出てこなければ、高齢者からお金を集めて云々ということは、まず不可能だろうなとこう思うから、ここになんか行政が手をかしてくれと、継続してその次の人のところに行政が行ってお願いをして、その分については何らかの支援をしていくんだと。何かそういうような形の流れをつくっていくと、私は存続できるかなと、現状維持でもずっといけるんじゃないかなと、こういうじり貧になっていかないと。やめられることがだめであって一遍壊したらまた立ち上げることはまず不可能とこう思うものですから、何とかここ辺に知恵を出していただけるような研究をしてほしいなとこう思うんですが、いかがでしょうか。

**○木原長寿介護課長** 非常に地域のコミュニティを維持していくという点では自治会と、それからこの老人クラブさんというのは、物すごく大事だと思っております。だから、これをいかにして維持していくというか、当然さっきの見守りではございませんけれども、やはりコミュ

ニケーションを維持していくというところで物すごく大事でございますので、我々も維持していかなくてはいけないなと思っております。その関係で県老連さんあるいは県老連さんの下に市町村の老連さん、そういうのが集まっておりますので、この中で先ほど申し上げました若手高齢者の育成をしていかなくてはいけないということで、まず老連さんのほうでは、若手委員会というのをつくりまして、どうやったら育成できるんだろうか、そういうことについて、いろいろ検討をいたしております。

それから、さらに市町村の老連のレベルになりますと、各単位クラブの中にできるだけ若手の方に入ってもらいたいですけれども、若手の方が入るとすぐ役員になってしまうものですから、そういうことにならないようにというか、まずは役員にも練習期間が必要だと、そういうことをごさいますて、例えばグラウンドゴルフとかそういうのがありましたら、そういうところで役員の練習をしていただくとか、そういう意味で予行演習等あるいは各単位クラブ、あるいは市町村の老連ですね。その中で、それぞれの若手の方たちが意見交換というか、顔見知りになっているいろんな悩みが出てくると思うんですけれども、そういうことについても意見交換をするような場を設けてやっているということをごさいます。

また、ほかの県の話若干聞いてみますと、先ほど委員の方からも言われましたけれども、60代になってから入ってくださいというのではなくて、40代、50代のときに自治会と一緒にあって、あるいはその賛助会員という形で、そういう形で参加というか、ある程度オブザーバーか何かわかりませんが、そういう取り組みをしていくことによって、やはり組織をきちん

と維持していくと同時に、老人クラブの意義とかそういうものについても認識してもらっていく必要があるのではないかなとそういう取り組みをしているというふうに聞いております。

以上でございます。

**○坂口委員** 今のは理想だと思うんですね。ただ実際現場を見ていると、60代の人に確かに加入してくださいって、やっぱり勧誘に行くんですよ。言われたほうは、俺は老人じゃないっていう感覚なんです。昔から言われているけれども、老人クラブっていうこの団体名称が何とかならんのかっていうことで、生き生きクラブだ、やれ何だっていうのをずっと試行錯誤でやってきたけれども、最終的にはやっぱり老人クラブってなった。それと、さっき説明にもちょっとありましたけれども、中での取り組み、活動ですね、これがやっぱり現実には60から入れながら、70、80の人が、またここに合わせないとついていけないですね。そこで、一つにはやっぱり働き方改革もありますけれども、シルバー人材センターあたりでの、第一線を引いた後でのまず、社会への貢献の仕方ですかね。やっぱり生産活動で社会貢献していただく、今度はそこをまた卒業していった時点でスムーズに、現在いう老人クラブへつながるとか、今課長が言われたように自治会あたりから老人クラブにつながっていくという、ひとつのこういった連携、スムーズな移行とか、連携のあり方というのと、これは単純みただけけれども、結構老人クラブっていう、その団体の名称にこだわっている人って実際に見ていると多いんですよ。そこらあたりが一つやっぱり限界をつくっているものがあるんじゃないかなという気がするんですよ。以前から何度も言われてきていますけどですね。

**○木原長寿介護課長** 坂口委員からおっしゃら

れました名称の件は、入らない理由のトップ2か、あるいは先ほどの役員にさせられてしまうというのと、双璧のようございまして、特に老人という言葉にすごいネガティブなイメージを持っているということで、いつのときでもその名前を変えましょうということで、変えられないんですかという御質問をいただきますけれども、そういうこともありまして県老連をはじめ、平成15年に名称を募集しまして、サンサンクラブという名称にしまして、それは変えられるんですかっていうことを聞くと、いろいろ変えられるみたいですが、ほかの県なんかに行きますと、笑う和とか書いて笑和クラブとか、そういうふうに変えているみたいでございまして、今の委員からおっしゃられたことは、やはり積極的に動いていくべきではないのかなと、そういうふう思っております。

**○坂口委員** 何かそこへ結構こだわっておられるんですよ。県外では、敬老の日っていう呼び方自体を敬人の日とか人を敬う日とかいう、やっぱりそこら辺のところも小さそうで大きいかもわからないものですから、ぜひ今後ちょっと分析していただければと思います。これも要望で。

**○満行委員長** そのほかございせんか。

**○岩切委員** 警察のほうにお伺いをしたいと思います。資料の1ページのちょっと文言の確認なんですが、2の課題の（3）に市民サポーターという表現がありますが、これは下のほうにある、先ほど福祉保健課から報告があった認知症サポーターと同意義なのか、それとも認知症サポーターを含めた市民の広い範囲に対して警察として市民サポーターという認識を持っていられるのかをお聞かせください。

**○橋本生活安全企画課長** 課題のところでは上げました市民サポーターとは、下の（2）の認知

症サポーターよりも広い範囲を考えております。市民でサポートをいただく人たちということで書かせていただいております。

以上でございます。

○岩切委員 ありがとうございます。特に、この範囲で何か思いがありますか。認知症サポータープラスこれこれ、消防団だとかこういうなんか特定の思っているところはないわけですか。

○橋本生活安全企画課長 市民サポーターとして丸めて表現をさせていただきましたけども、もちろん自治会であったり、地域のいろいろな組織、それを包含して市民サポーターと書かせていただきました。もし、警察とともに認知症あるいはその疑いのある行方不明者をサポートしていただける方であれば、全て御協力をいただくというスタンスでございます。

以上でございます。

○岩切委員 わかりました。最後に、警察の搜索活動が3の（1）のオにあります、この搜索を行った件数というのは、現状の数字と、どこかと一致するのか、それとも全く別のカウントになっているのかお聞かせいただけませんか。

○橋本生活安全企画課長 行方不明者届け出を受けます。例えば、平成29年8月で450人を受けておるわけでございますけれども、この中で警察の搜索活動を大々的にやると判断するかしないかというのを総合的に判断しまして行いますので、もちろん450件より少ない数が搜索の数でございます。

○岩切委員 ちなみに今年度、ことし8月までの450件の受理のうち、また高齢者97件のうち、または認知症58件のうち、何件搜索したのかとか、それとあとついでに3件の死亡発見があるんですけれども、この3件とも搜索活動の結果

発見されたのか、それとも警察が参加する前に地元の方や消防団などが発見して、警察がそれを現認したというか、そういうような手続なのか。

○橋本生活安全企画課長 大変申しわけございません。搜索隊の出動件数につきましては、きょうは資料を持ってきておりませんけれども、行方不明で搜索をしたか否かという統計处理的な集計はちょっといたしておりません。次に、例えば死亡発見の3でございますけれども、この3について警察が搜索隊により発見したか、あるいはこのような行方不明者、いわゆる危険な行方不明者が発生したということで、市町村、消防団と連携して搜索を行う中で、例えば消防団が発見して警察が届け出を受けたかという区別は本日持ってきておりませんけれども、個々具体的にそのケースバイケースによって発見されるというのが違いますので、統計处理的に集計をしているものではございません。今のところ明確に御説明ができないところでございます。

○岩切委員 ありがとうございます。要望なんですけれども、高齢者がふえる、すると認知症の方がふえるだろうと。そうすると、こういう行方不明になる方もふえるだろうということは言われているんですけれども、最終的に警察という業務の中で、その搜索にどれほどの量かわかることにこれから先なっていくのかというのが、現状はこれくらいだったけれども、2025年が到来したころにはこんなになりましたというものが特に語られない状況だというのはちょっといけないかなというふうに思いますので、何かしらの工夫をしていただいて、生活安全上、認知症の方の搜索とか、高齢者の搜索というのはこういう実績だというものを持っていただくとありがたいなとちょっと感じました。

○満行委員長 要望でよろしいですね。

○岩切委員 はい。要望です。

○満行委員長 そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 ほかに質疑ございませんので、これで終わりたいと思います。執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

---

午前11時35分再開

○満行委員長 では、委員会を再開いたします。

次に、協議事項（1）の県外調査についてです。10月18日から20日に実施予定の県外調査ですが、資料1をごらんください。

前回の委員会におきまして、県外調査先につきましても正副委員長に御一任いただきましたので、ごらんのような日程案を作成いたしました。

1日目は山梨県庁を訪問し、健康寿命日本一の取り組みや地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを調査いたします。

2日目はまず、長野県上田市にありますNPO法人新田の風を訪問し、地域で支え合うまちづくりの取り組みを調査した後、小川村にあります株式会社小川の庄を訪問し、高齢者の雇用創出や地域資源を活用した地域づくりの取り組みを調査したいと思います。

そして、その日の午後に佐久総合病院（本院）を訪問しての医療・介護の連携、在宅医療の取り組みの調査、もしくはNPO法人JAあづみくらしの助け合いネットワークあんしんを訪問しての、地域包括ケアシステム構築の中核施設としての取り組みについて調査を予定しており

ます。

3日目は長野県庁を訪問し、長寿日本一の取り組みや地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて調査を行う予定です。

日程案の説明は以上となります。調査先との調整もある程度進めてさせていただいておりますが、何か御意見等はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午前11時38分再開

○満行委員長 では、再開いたします。特にないようですので、この案で御了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきます。

協議事項（2）の次回委員会につきましては、11月7日火曜日に開催を予定しております。

次回委員会での執行部への説明・資料要求について、何か御意見や御要望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 特にないようですので、次回の委員会の内容につきましては、正副委員長に御一任いただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 それでは、そのような形で準備をさせていただきます。

最後になりますが、協議事項（3）のその他でございますが、皆さんからございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○満行委員長 次回の委員会は11月7日火曜日午前10時からを予定していますので、よろしくお願いたします。



平成29年9月26日（火曜日）

それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時39分閉会